

スイス

商標法

2009年3月20日改正

2011年7月1日施行

目次

第1編 商標

第1章 総則

第1部 商標の保護

第1条 定義

第2条 適用除外の絶対的理由

第3条 適用除外の相対的理由

第4条 許諾された使用者による登録

第2部 商標権の発生；優先権

第5条 商標権の発生

第6条 出願の優先権

第7条 パリ条約による優先権

第8条 博覧会による優先権

第9条 優先権の宣言

第3部 権利の存続

第10条 登録の有効期間及び延長

第11条 商標の使用

第12条 不使用の効果

第4部 商標に係る権利の内容

第13条 排他権

第14条 先使用の標章に関する制限

第15条 著名商標

第16条 辞典その他の文献における商標の複製

第5部 商標権の変更

第17条 移転

第17a条 出願又は登録の分割

第18条 ライセンス許諾

第19条 用益権及び質権；強制執行

第6部 国際条約

第20条 国際条約

第2章 保証標章及び団体標章

第21条 保証標章

第22条 団体標章

第23条 規則

第24条 規則の承認

第25条 非合法的な規則

第26条 規則に反する使用

第27条 移転及びライセンス許諾

第3章 商標の登録

第1部 登録手続

第28条 出願

第29条 出願日

第30条 決定及び登録

第2部 異議申立手続

第31条 異議申立

第32条 使用の証明

第33条 異議決定

第34条 費用

第3部 登録の取消

第35条 登録の取消

第4部 (廃止)

第36条 (廃止)

第5部 登録簿, 公告及び電子行政通信

第37条 登録簿の備付

第38条 公告

第39条 登録簿の利用; 一連資料の閲覧

第40条 電子行政通信

第6部 期限不遵守に対する更なる処理

第41条

第7部 代理

第42条

第8部 手数料

第43条 手数料

第4章 商標の国際登録

第44条 適用法

第45条 国際登録簿への登録出願

第46条 スイスについての国際登録の効力

第46a条 国際登録の国内登録出願への変更

第2編 原産地表示

第47条 原則

第48条 商品の出所

第49条 サービスの出所

第50条 特別規定

第51条 生産者証

第3編 法的保護

第1章 民事法による保護

第52条 確認判決を求める訴

第53条 商標の移転を求める訴

第54条 判決の通知

第55条 執行を求める訴

第56条 組合及び消費者団体による訴の提起

第57条 民事手続における没収

第58条 (廃止)

第59条 予備措置

第60条 判決の公表

第2章 罰則

第61条 商標権の侵害

第62条 商標の欺瞞的使用

第63条 規則に反する保証標章又は団体標章の使用

第64条 不正な原産地表示の使用

第65条 生産者識別標章に関する罪

第65a条 処罰されない行為

第66条 訴訟手続の中止

第67条 事業で犯した罪

第 68 条 刑事手続における没収

第 69 条 州当局の管轄権

第 3 章 税関当局による援助

第 70 条 疑わしい積送品の通知

第 71 条 援助の請求

第 72 条 商品の留置

第 72a 条 試料

第 72b 条 製造及び企業秘密の保全

第 72c 条 商品の廃棄の請求

第 72d 条 同意

第 72e 条 証拠

第 72f 条 損害賠償

第 72g 条 費用

第 72h 条 説明責任陳述書及び損害賠償

第 4 編 最終規定

第 1 章 執行

第 73 条 執行

第 2 章 連邦法の廃止及び改正

第 74 条 現行法の廃止

第 75 条 現行法の修正

第 3 章 経過規定

第 76 条 登録商標

第 77 条 旧法では登録できない商標

第 78 条 使用の優先権

第 78a 条 ライセンシーの訴訟を起こす権利

第 4 章 国民投票及び施行期日

第 79 条 国民投票及び施行期日

第1編 商標

第1章 総則

第1部 商標の保護

第1条 定義

(1) 商標とは、ある企業の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができる標章をいう。

(2) 商標は、特に、語、文字、数字、視覚的表現、立体形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合から構成されることができる。

第2条 適用除外の絶対的理由

商標の保護は、次のものには及ばない。

(a) 当該標章に係る商品又はサービスについて商標として認識されているものを除き、権利消滅状態になっている標章

(b) 商品自体の性質から構成される形状又は実用上必要とされる商品の形状若しくはその包装

(c) 誤認を生じる標章

(d) 公の秩序、道徳又は法律に反する標章

第3条 適用除外の相対的理由

(1) 商標の保護は、次の標章にも及ばない。

(a) 先行商標と同一の標章であって、その商標に係る商品又はサービスと同一の商品又はサービスを指定するもの

(b) 先行商標と同一の標章であって、類似の商品又はサービスを指定し、混同を生じる虞のあるもの

(c) 先行商標と類似の標章であって、同一又は類似の商品若しくはサービスを指定し、混同を生じる虞のあるもの

(2) 先行商標とは、次のものをいう。

(a) 本法に基づき優先権を享受する(第6条から第8条まで)出願中の商標又は登録商標

(b) (1)にいう商標の出願の時に、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約(パリ条約)第6条の2の意味においてスイスで広く認識されている商標

(3) 本条に基づく除外の理由については、先行商標の所有者のみが主張できる。

第4条 許諾された使用者による登録

所有者の同意を得ないで、代理人、代表者その他の許諾された使用者により登録された商標又は同意の撤回後に登録簿に記入されたままになっている商標には保護は及ばない。

第2部 商標権の発生；優先権

第5条 商標権の発生

商標権は、登録簿への記入により発生する。

第6条 出願の優先権

商標権は、最初に商標を出願した者に帰属する。

第7条 パリ条約による優先権

(1) 商標がパリ条約の他の締約国において最初に正規に出願されている場合又はその国について効力を有している場合は、その最初の出願から6月以内にスイスにおいて出願することを条件として、その出願人又はその承継人は、その商標と同一の標章をスイスにおいて出願することについてその最初の出願日を主張することができる。

(2) スイスに相互主義を認める国における最初の出願は、パリ条約の締約国における最初の出願と同一の効果を有する。

第8条 博覧会による優先権

パリ条約の締約国において、国際博覧会に関する1928年11月22日の条約でいう国際博覧会に、商標によって同一視される商品又はサービスを出品又は出展した者は、その博覧会の開会日から6月以内にその商標を出願することを条件として、その博覧会の開会日を出願日として主張することができる。

第9条 優先権の宣言

(1) パリ条約による優先権又は博覧会による優先権を主張する者は、出願と共に優先権の宣言をし、かつ、優先権の証拠を提出しなければならない。

(2) 法令で定める期間及び方式要件を満たしていない場合は、優先権の主張は効力を失う。

(3) 優先権の記入は、商標所有者の利益となる推定を構成するのみである。

第3部 権利の存続

第10条 登録の有効期間及び延長

(1) 登録は、出願日から10年間有効とされる。

(2) 登録は、当該申請書が提出され、かつ、附則に規定された手数料の支払があったときは、更に10年間延長される。

(3) 延長の申請書は、有効期間の満了前12月から遅くとも満了後6月までに、連邦知財庁に提出しなければならない。

(4) (廃止)

第11条 商標の使用

(1) 商標は、保護を求めている商品及びサービスについて使用する場合は、保護を受ける。

(2) 登録における形態と些細に相違するにすぎない形態での使用及び輸出のための使用も、

商標の使用を構成する。

(3) 所有者の同意による商標の使用は、所有者自身による使用とみなされる。

第12条 不使用の効果

(1) 異議申立がなく異議申立期間が満了した後又は異議手続の終了後継続して5年間、商標権者が保護を求めている商品又はサービスについて商標を使用していない場合は、その所有者は、もはやその商標について権利を主張することができない。ただし、使用していないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(2) 商標を初めて使用した場合又は5年以上経た後に使用を再開した場合は、商標に係る権利は、最初の優先日から有効に回復する。ただし、(1)により商標の不使用が最初の使用時又は使用の再開時より前に主張されていたときは、この限りでない。

(3) 商標の不使用を主張する者は、その主張を立証しなければならない。使用の証拠は、商標権者に要求される。

第4部 商標に係る権利の内容

第13条 排他権

(1) 商標権者には、保護を求めている商品又はサービスを同一視しそれを処理するために、商標を使用する排他的権利が与えられる。

(2) 商標権者は、第3条(1)に基づく商標保護から除外される標章を他人が使用することを禁止することができる。特に、次のことを禁止することができる。

(a) 商品又はその包装に標章を付すこと

(b) その標章の下に商品の申出をすること、商品を市場に出すこと又は商品を当該目的のために所持すること

(c) その標章の下にサービスを申出又は提供すること

(d) その標章の下に商品を輸入し、輸出し又は輸送すること

(e) 営業紙、広告で又はその他業としてその標章を使用すること

(2の2) 商標権者は、商業製造された商品の輸入、輸出又は国内通過が私的な目的で行われる場合でも、(2)(d)に基づく権利を主張することができる。

(3) 商標権者はまた、第4条に係る許諾された使用者に対しても本条に基づく権利を主張することができる。

第14条 先使用の標章に関する制限

(1) 商標権者は、その商標の出願前に他人が使用していた標章を従前と同一の範囲でその他人が継続して使用することを禁止することはできない。

(2) この継続使用の権利は、営業と共にのみ移転することができる。

第15条 著名商標

(1) 著名商標の所有者は、如何なる種類の商品又はサービスについてであっても、他人がその商標を使用することがその商標の識別性を危うくし又はその著名性を利用若しくは損なう場合は、その他人の使用を禁止することができる。

(2) 商標が著名となる前に取得した権利は、後に影響を受けることはない。

第16条 辞典その他の文献における商標の複製

辞典その他同様の文献において、登録商標である旨の言及をしないで、登録商標が複製されている場合は、その商標の所有者は、その著作の発行者、編集者又は配布者に対し、遅くとも再版において相応の注釈をすべきことを要求することができる。

第5部 商標権の変更

第17条 移転

(1) 商標権者は、その商標が登録されている商品又はサービスの全部又は一部について商標を移転することができる。

(2) 移転は、書面により立証した場合に限り、有効である。それは、登録簿に記入されている場合に限り、善意の第三者に対抗することができる。

(3) 移転が登録簿に記入されるまでは、本法に基づいて従前の所有者に対して手続を行うことができる。

(4) 他に合意がない限り、営業の移転はその商標の移転を含むものとする。

第17a条 出願又は登録の分割

(1) 商標権者は、登録又は登録出願の分割を求める文書による請求をいつでもすることができる。

(2) 商品及びサービスは、分割出願又は分割登録で分割される。

(3) 分割出願又は分割登録は、原出願又は原登録の出願日及び優先日を保持する。

第18条 ライセンス許諾

(1) 商標権者は、商標が登録されている商品又はサービスの全部又は一部について、その商標をスイスの全域又は一部地域において使用することを他人に許諾することができる。

(2) ライセンスは、当事者の一方の請求により、登録簿に記入する。そのときは、ライセンスは、その商標に係る後に取得された権利に対して効力を有する。

第19条 用益権及び質権；強制執行

(1) 商標は、用益権、質権又は強制執行の対象となることができる。

(2) 用益権及び質権は、それらを登録簿に記入した場合に限り、善意の第三者に対して効力を有する。

第6部 国際条約

第20条 国際条約

(1) (廃止)

(2) スイスを拘束する条約が本法よりも広範な権利の享有を認めている場合は、その権利は、スイス国民にも適用される。

第2章 保証標章及び団体標章

第21条 保証標章

(1) 保証標章とは、その標章の所有者の管理の下に複数の企業によって使用される標章であって、それらの企業の商品又はサービスに共通の質、原産地表示、製造様式その他の特徴を保証するために役立つものをいう。

(2) 保証標章は、その標章の所有者又は同人と密接な経済的関係を有する企業の商品若しくはサービスについて使用することはできない。

(3) 保証標章の所有者は、適切な対価を受けることにより、標章に関する規則に基づき保証される共通の特徴を有する商品又はサービスについてその標章を使用することを何人にも許可しなければならない。

第22条 団体標章

団体標章とは、製造業、商業又はサービス業の団体の標章であって、その団体の構成員の商品又はサービスと他の企業の商品又はサービスとを識別するために役立つものをいう。

第23条 規則

(1) 保証標章又は団体標章の出願人は、標章の使用に関する規則を連邦知財庁に提出しなければならない。

(2) 保証標章に関する規則は、保証標章が保証すべき商品又はサービスの共通の特徴を指定するものとし、標章の使用の管理及び適切な罰則について定めるものとする。

(3) 団体標章に関する規則は、団体標章を使用する権利を有する企業を指定するものとする。

(4) 同規則は、公の秩序、道徳又は法律に反することはできない。

第24条 規則の承認

連邦知財庁は、規則が前条の要件を満たすときは、その承認をしなければならない。

第25条 非合法的な規則

規則が第23条の要件を満たしていない場合であって、標章の所有者が裁判所の定める期間内に事態を改善しないときは、標章の規則は、その期間の満了時に取り消される。

第26条 規則に反する使用

標章の所有者が、規則の本質的規定に違反する保証標章又は団体標章の反復使用を黙認し、裁判所の定める期間内に事態を改善しない場合は、その標章の登録は、その期間の満了時に取り消される。

第27条 移転及びライセンス許諾

保証標章若しくは団体標章の移転又は団体標章についてのライセンスの許諾は、登録簿に記入した場合に限り、効力を有する。

第3章 商標の登録

第1部 登録手続

第28条 出願

- (1) 何人も商標を出願することができる。
- (2) 連邦知財庁にする出願には、次のものを含まなければならない。
 - (a) 出願人の名称又は商号を表示した登録願書
 - (b) 商標の複製
 - (c) 商標の目的とされる商品又はサービスの一覧
- (3) 附則に規定された出願手数料は出願ごとに支払わなければならない。
- (4) (廃止)

第29条 出願日

- (1) 第28条(2)にいう文書が提出されたときは、商標出願がされたものとみなす。
- (2) 出願後に、商標を取り替え若しくはその本質的部分を変更する場合又は商品及びサービスの一覧を拡大する場合は、当該変更が行われた日を出願日とみなす。

第30条 決定及び登録

- (1) 出願が第28条(2)の要件を満たしていない場合は、連邦知財庁は、登録願書を受理しない。
- (2) 次の場合は、登録願書を拒絶しなければならない。
 - (a) 出願が本法又は法令で定める方式要件を満たしていないとき
 - (b) 所定の手数料が支払われていないとき
 - (c) 絶対的拒絶理由があるとき
 - (d) 保証標章又は団体標章が第21条から第23条までの要件を満たしていないとき
- (3) 拒絶理由がない場合は、商標を登録しなければならない。

第2部 異議申立手続

第31条 異議申立

- (1) 先行商標の所有者は、第3条(1)に基づき登録異議の申立をすることができる。
- (2) 異議申立は、登録の公告から3月以内に連邦知財庁に書面によりしなければならない。異議申立の手数料もその期間内に支払わなければならない。

第32条 使用の証明

出願人が第12条(1)に基づく先行商標の不使用を主張する場合は、先行商標権者は、自己の標章を使用していることの疎明又は不使用の重大な理由の提示をしなければならない。

第33条 異議決定

異議申立が正当なものである場合は、登録は、その全部又は一部について取り消す。そうで

ない場合は、異議申立は拒絶する。

第34条 費用

異議決定において、連邦知財庁は、敗者が勝者に対して負担すべき費用の有無及びその範囲を明記しなければならない。

第3部 登録の取消

第35条 登録の取消

連邦知財庁は、次の場合は、商標登録の全部又は一部を取り消す。

- (a) 所有者が取消の請求をしているとき
- (b) 登録の有効期間が延長されていないとき
- (c) 裁判所の最終決定により登録が無効とされたとき

第4部 (廃止)

第36条 (廃止)

第5部 登録簿、公告及び電子行政通信

第37条 登録簿の備付

連邦知財庁は、商標登録簿を備え付けなければならない。

第38条 公告

- (1) 連邦知財庁は、次の事項を公告しなければならない。
 - (a) 商標の登録(第30条(3))
 - (b) 商標登録の延長(第10条(2))
 - (c) 商標登録の無効(第33条)
 - (d) 商標登録の取消(第35条)
- (2) 連邦参事会は、公告すべきほかの事項を決定しなければならない。
- (3) 連邦参事会は、公告する機関を決定しなければならない。

第39条 登録簿の利用；一連資料の閲覧

- (1) 何人も登録簿の閲覧、その内容に関する情報の入手及びその抄本の請求をすることができる。
- (2) 何人も登録商標の一連資料を閲覧する権利を有する。
- (3) 連邦参事会は、何れの一連資料が登録前に閲覧できるかを決定する。

第40条 電子行政通信

- (1) 連邦参事会は、IPI(連邦知財庁)に対し、連邦司法管理に関する一般規定に従って電子通信を規定することを許可することができる。

- (2) 関係書類及びファイルは、電子形式により維持保管することができる。
- (3) 商標登録簿は、電子形式により維持することができる。
- (4) IPIは、そのデータベースに、特にオンラインにより第三者のアクセスを可能とすることができる。このサービスには、対価を要求することができる。
- (5) IPIの刊行物は、電子形式で制作することができる。ただし、データが専ら電子形式で公開される場合は、電子版のみを正式とする。

第6部 期限不遵守に対する更なる処理

第41条

- (1) 出願人又は権利所有者がIPIの要求する期限を遵守しない場合は、その者は、同庁に対し更なる処理を求める請求を提出することができる。行政手続に関する1968年12月20日の連邦法第24条(1)は留保される。
- (2) 前記請求は、当該人が期限満了の通知を受領してから2月以内に、遅くとも当該期限満了から6月以内に提出しなければならない。この期限内に、懈怠した行為を完全に遂行し、法令に定める手数料を納付しなければならない。
- (3) 請求が承認された場合は、期限内に当該行為を遂行した場合に生じる状況の回復の効果をもたらす。
- (4) 次の不遵守の場合は、更なる処理は排除される。
 - (a) 更なる処理を求める請求を提出する期限((2)参照)
 - (b) 第7条及び第8条に基づく優先権主張の期限
 - (c) 第31条(2)に基づく異議申立の期限
 - (d) 第10条(3)に基づく更新申請の提出期限

第7部 代理

第42条

本法に基づく行政手続の当事者であるが、スイスに居住しないか又は登録事務所を有さない者は何人も、スイスにおける送達宛先を指定しなければならない。

第8部 手数料

第43条 手数料

- (1) 本法にいう場合に加え、特別な請求に応じて行われる公の行為については手数料を納付しなければならない。
- (2) (廃止)

第4章 商標の国際登録

第44条 適用法

(1) 本章は、1967年7月14日標章の国際登録に関するマドリッド協定(以下、マドリッド協定)及び標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する1989年6月27日の議定書(以下、マドリッド議定書)に基づきIPIを介してなされたか、又はスイスにおいて効力を有する国際登録に適用される。

(2) 本法の他の規定は、マドリッド協定、マドリッド議定書又は本章で別段の規定をする場合を除いて適用される。

第45条 国際登録簿への登録出願

(1) 次の事項はIPIを通じて請求することが可能である。

(a) スイスがマドリッド協定第1条(3)又はマドリッド議定書第2条(1)に従い本国であることを条件として、商標の国際登録

(b) スイスがマドリッド協定又はマドリッド議定書に従い商標所有者の本国であることを条件として、国際登録の変更

(c) スイスがマドリッド議定書第2条(1)に従い本国であることを条件として、出願の国際登録

(2) マドリッド協定、マドリッド議定書及び法令において定められた手数料は、商標の国際登録、国際登録出願又は国際登録の変更について納付しなければならない。

第46条 スイスについての国際登録の効力

(1) スイスにおいて保護を請求している国際登録は、連邦知財庁への出願及びスイス登録簿への記入と同一の効力を有する。

(2) 国際登録標章の保護がスイスについて拒絶された場合は、その範囲において、(1)の効力は生じていなかったものとみなす。

第46a条 国際登録の国内登録出願への変更

(1) 国際登録は、次の場合は国内登録出願に変更することができる。

(a) 国際登録の取消から3月以内に出願がIPIに提出される。

(b) 国際登録及び国内登録出願が同一の商標に関係する。

(c) 出願に指定される商品及びサービスが、スイスにおいて効力を有する国際登録が対象とした実際の商品及びサービスの範囲内である。

(d) 国内登録出願が本法に定める他の要件を満たしている。

(2) (1)に従って提出された商標登録に対する異議申立は認められない。

第2編 原産地表示

第47条 原則

- (1) 原産地表示は、商品又はサービスの地理上の出所についての直接的な又は間接的な言及をいい、その出所と関係を有するその性質又は特性についての言及を含む。
- (2) 関連の取引界において商標又はサービスの特定の出所についての言及として認識されていない地理上の名称及び標章は、(1)でいう原産地表示とはみなさない。
- (3) 次の使用は禁止しなければならない。
 - (a) 原産地表示の不正確な使用
 - (b) 不正確な原産地表示と混同することがある名称の使用
 - (c) 人を欺く異なった原産地の商標若しくはサービスに関する名称、住所又は商標の使用
- (4) サービスについての地域的又は地方的原産地表示は、そのサービスが全体として当該地域のための出所の基準を満たしている場合は、正しいものとみなす。

第48条 商品の出所

- (1) 商品の出所は、製造の場所又は使用される原材料及び部品の出所により決定しなければならない。
- (2) 更に条件を満たすこと、すなわち、当該場所において慣例となっている又は規定されている製造の原則及び品質要件に従うことを請求することもできる。
- (3) 判断の基準は、当該商品の名声に関するその影響に基づいて個々の場合において、決定しなければならない。原産地表示が慣例と一致する場合は、それは正しいものと推定される。

第49条 サービスの出所

- (1) サービスの出所は、次の基準の1により決定しなければならない。
 - (a) サービスを提供する者の登録した事務所
 - (b) 事業の方針及び処理を現実に支配する者の国籍
 - (c) 事業の方針及び処理を現実に支配する者の住所
- (2) 更に条件を満たすこと、すなわち、サービスの提供について通例である若しくは規定されている原則又は本国でサービスを提供する者が属する伝統的な組合に従うことを請求することもできる。
- (3) 判断の基準は、当該サービスの名声に関するその影響に基づいて個々の場合において、決定しなければならない。原産地表示が慣例と一致する場合は、それは正しいものと推定される。

第50条 特別規定

経済又は個々の分野の全般的利益から必要とされる場合は、連邦参事会は、スイスの原産地名を特定の商品又はサービスについて使用するための条件を詳細に定めることができる。連邦参事会は、最初に州及び関係する専門的産業組合の意見を聴取しなければならない。

第51条 生産者証

経済のある分野の利益から必要とされる場合は、連邦参事会は、当該経済分野の商品に生産

者証を付すべき旨を定めることができる。

第3編 法的保護

第1章 民事法による保護

第52条 確認判決を求める訴

法律上の利害関係を立証する者は何人も、本法に基づく権利又は法律上の関係の存在又は不存在についての確認判決を裁判所に求めることができる。

第53条 商標の移転を求める訴

(1) 原告は、被告が商標を不法使用している場合は、商標の無効宣言に代えて商標の移転を求める訴を提起することができる。

(2) この権利は、登録の公告後又は第4条に基づく所有者の同意の撤回後2年で消滅する。

(3) 裁判所が移転を命じた場合は、介在期間において第三者に付与されたライセンスその他の権利は消滅する。ただし、当該第三者がスイスにおいて業として商標を善意で使用している場合は、当該当事者は、非排他的ライセンスの付与を受ける権原を有する。

(4) 如何なる損害賠償請求も留保される。

第54条 判決の通知

裁判所は、終局判決の謄本を連邦知財庁に無償で提供しなければならない。

第55条 執行を求める訴

(1) 商標又は原産地表示に係る自己の権利が侵害され又はその虞がある者は何人も、次の事項を裁判所に請求することができる。

(a) 切迫した侵害を禁止すること

(b) 現存する侵害を是正すること

(c) 被告に対し、その者が所有する商標又は原産地表示を不法に付した品目の出所及び数量に関する情報を提供するよう、かつ、受領者の名前を挙げ、商業及び工業上の顧客に対する流通の範囲を開示するよう求めること

(2) 債務法に基づいて、権限のない代理権に関する規定に従い損害賠償、補償及び利益の引渡を求めて提起された訴は留保される。

(2の2) 処分を求める訴は、商標が登録簿に登録された後にのみ提起することができる。損害賠償請求は、被告が登録出願の内容を知得した時点に遡及してすることができる。

(3) 適用規則に反して保証標章又は団体標章を使用することもまた、商標権の侵害を構成する。

(4) 排他的ライセンスを有する者は何人も、登録簿へのライセンス登録とは無関係に別途の訴を提起することができる。ただし、このことがライセンス契約において明示して排除されている場合は、この限りでない。如何なるライセンシーも、自己の損害賠償を請求するために侵害訴訟に加わることができる。

第56条 組合及び消費者団体による訴の提起

(1) 次の者も、原産地表示の保護に関し、第52条及び第55条(1)に基づく訴を提起するこ

とができる。

(a) 自己の構成員の経済的利益を守るためにその規約により権限を与えられている専門的同業組合

(b) 消費者保護のための法規により設けられた全国的又は地域的規模の団体

(2) (1)の組合及び団体は、保証標章又は団体標章に関し、第52条に基づく訴を提起する権利を有する。

第57条 民事手続における没収

(1) 裁判所は、商標又は原産地表示を不法に付した品目又は主としてそれらの製造に用いられる設備、装置その他の手段の没収を命じることができる。

(2) 裁判所は、商標又は原産地表示が認められないものとされるべきか否か、又は当該品目が使用不可とされるべきか、廃棄されるべきか若しくは特定の方法で使用されるべきか否かを決定する。

第58条 (廃止)

第59条 予備措置

(1) 予備措置を請求する者は何人も、特に、裁判所が次の措置を命じるよう求めることができる。

(a) 証拠保全すること

(b) 商標又は原産地表示を不法に付した品目の出所を確定すること

(c) 事態の現状を維持すること

(d) 差止による救済を暫定的に主張すること

第60条 判決の公表

裁判所は、勝訴者の請求により、敗訴者の費用で判決を公表するよう命じることができる。

裁判所は、公表の種類及び範囲を決定しなければならない。

第2章 罰則

第61条 商標権の侵害

(1) 被害を受けた当事者の申立により、他人の商標権を故意に侵害した者は何人も、次に該当する場合は、1年を超えない拘禁又は罰金に処せられる。

(a) 他人の商標を盗用し、偽造し又は模倣する。

(b) 盗用、偽造又は模倣された商標の下で商品を市場に出し若しくはサービスを提供し、又は当該商品若しくはサービスの申出をし、輸入、輸出、輸送し若しくは広告をする。

(2) 被害を受けた当事者の申立により、自ら所持する品目であつて、商標を不法に付したものの出所又は数量に関する情報の提供を拒絶し、かつ、受領者の名前を挙げ、商業又は工業上の顧客に対する流通範囲を開示することを拒絶する者も、同様の刑罰に処せられる。

(3) 違反者が商業上の利得のために行為する場合は、その者は職権により訴追される。刑罰は、5年を超えない拘禁又は罰金である。両方が併科される場合もある。

第62条 商標の欺瞞的使用

(1) 被害を受けた当事者の申立により、次の行為をした者は何人も、1年を超えない拘禁又は罰金に処せられる。

(a) 商品又はサービスが真正の商品又はサービスであると誤認させ、そのような印象を与えるために、他人の商標を商品又はサービスに不法に用いる。

(b) 商品又はサービスを真正の商品又はサービスとして申出若しくは市場に出す、又は他人の商標を不法に付した真正のサービスを申出若しくは提供する。

(2) 違反者が商業上の利得のために行為する場合は、その者は職権で訴追される。刑罰は、5年を超えない拘禁又は罰金である。両方が併科される場合もある。

(3) 業として欺瞞的使用が予定されていることが分かっているながら商品を輸入し、輸出し、輸送し又は所持する者は、被害を受けた当事者の申立により、40,000フラン以下の罰金に処せられる。

第63条 規則に反する保証標章又は団体標章の使用

(1) 被害当事者の申立により、規則に反する方法で保証標章又は団体標章を故意に使用する者は、1年を超えない拘禁又は罰金に処せられる。

(2) 被害当事者の申立により、自己の所有する品目であつて、規則に反して保証標章又は団体標章を付したものの出所に関する情報提供を拒絶する者は、同様の処罰を受ける。

(3) 些少な規則規定が関与する場合のみ、刑罰は免除される。

(4) 違反者が商業上の利得のために行為する場合は、その者は職権で訴追される。刑罰は、5年を超えない拘禁又は罰金である。両方が併科される場合もある。

第64条 不正な原産地表示の使用

(1) 被害当事者の申立により、次の行為を故意にする者は、1年を超えない拘禁又は罰金に処せられる。

(a) 不正な原産地表示を使用する。

(b) 不正な原産地表示と混同される可能性のある表示を使用する。

(c) 異なる出所の商品又はサービスと結びついた名称，所在地又は商標を使用することにより欺瞞の虞を生じさせる。

(2) 違反者が商業上の利得のために行為する場合は，その者は職権で訴追される。刑罰は，5年を超えない拘禁又は罰金である。両方が併科される場合もある。

第65条 生産者識別標章に関する罪

生産者識別標章に関する規則を故意に侵害する者は，20,000フランまでの罰金に処される。

第65a条 処罰されない行為

第13条(2の2)に基づく行為は処罰されない。

第66条 訴訟手続の中止

(1) 被疑者が商標登録の無効のための民事訴訟を提起した場合は，裁判所は，刑事訴訟手続を中止することができる。

(2) 被疑者が刑事訴訟手続において商標登録の無効を主張する場合は，裁判所は，その者が民事訴訟手続において商標登録の無効を主張するための適切な期間を付与することができる。

(3) 時効の期間は，中止の間は中断するものとする。

第67条 事業で犯した罪

行政犯罪法に関する1974年3月22日の連邦法第6条及び第7条は，事業において部下，代理人又は代表者が犯した罪に適用される。

第68条 刑事手続における没収

スイス刑法典第69条が適用される。裁判所は，商標又は原産地表示を全体として故意に付した品目の没収を命じることができる。

第69条 州当局の管轄権

刑事訴追は，州当局の取扱事項である。

第3章 税関当局による援助

第70条 疑わしい積送品の通知

(1) 税関当局は、商標又は原産地表示を不法に付した商品の差し迫った輸入、輸出又は輸送される疑いがある場合は、商標所有者、原産地表示を使用する権原を有する者又は第56条に基づく手続を提起する権原を有する専門的同業組合に通知する権限を有する。

(2) そのような場合、商標所有者、原産地表示を使用する権原を有する者又は第56条に基づく手続を提起する権原を有する専門的同業組合が第71条に基づく請求を提出できるように、税関当局は3就業日間当該商品を留め置く権限を有する。

第71条 援助の請求

(1) 商標所有者、手続を提起する権原を有するライセンシー、原産地表示を使用する権原を有する者又は第56条に基づく手続を提起する権原を有する専門的同業組合が商標又は原産地表示を不法に付した商品の差し迫った輸入、輸出又は輸送を明確に感知する場合は、それらの者は、税関当局に対し、当該商品の解放を拒絶するよう書面により請求することができる。

(2) 請求人は、税関当局の決定に必要な手持ちのすべての情報を提供しなければならない。これには、商品の正確な説明が含まれる。

(3) 税関当局は、請求について最終決定をしなければならない。その場合、管理費用に見合う手数料を課すことができる。

第72条 商品の留置

(1) 税関当局は、第71条(1)に基づく請求の結果として、輸入、輸出又は輸送が予定されている一定の商品に不法に商標又は原産地表示が付されていると判断する合理的な理由を有する場合は、請求人及び申立人、商品の所有者に然るべく通知しなければならない。

(2) 税関当局は、請求人が予備措置を取得できるように、(1)に従う通知の時から最大10就業日間当該商品を留め置く。

(3) 状況により正当である場合は、税関当局は最大10就業日間を追加して留め置くことができる。

第72a条 試料

(1) 商品の留置中において、税関当局は、試験のための試料を請求に基づいて請求人に引渡し、又は請求人が留置中の商品を検査することを許可する権限を有する。

(2) 試料は、請求人の費用負担で収集され、引き渡される。

(3) 試料は、合理的である場合は、試験がなされた後返却されなければならない。試料が請求人に留められる場合は、それらは税関法令の規定に従うものとする。

第72b条 製造及び企業秘密の保全

(1) 第72条(1)に従って通知がされると同時に、税関当局は、申立人又は商品の所有者に対し、商品の引渡が可能であること及び第72a条(1)に従って商品を検査する機会があることを通知する。

(2) 申立人又は所有者は、自己の製造又は企業秘密を保全するために、検査への立会を請求

することができる。

(3) 税関当局は、申立人又は所有者からの理由を付した請求により試料の引渡を拒絶することができる。

第72c条 商品の廃棄の請求

(1) 第71条(1)に基づいて請求をする場合は、請求人は、税関当局に対し商品の廃棄を求める書面での請求を提出することができる。

(2) 廃棄請求がなされた場合は、税関当局は、第72条(1)に基づいてなされる通知の一部として、申立人又は所有者に然るべく通知しなければならない。

(3) 廃棄請求は、第72条(2)及び(3)に基づく予備措置の取得期限が延長されるという結果にはならない。

第72d条 同意

(1) 商品の廃棄は、申立人又は所有者の同意を必要とする。

(2) 申立人又は所有者が第72条(2)及び(3)に基づく期限内に廃棄に対して明白な異議を唱えない場合は、同意があったものとみなす。

第72e条 証拠

商品の廃棄の前に、税関当局は、試料を取り去り、損害賠償訴訟における証拠として保管する。

第72f条 損害賠償

(1) 商品の廃棄が不当であると証明された場合は、請求人は、生じた損失に単独で責任を負う。

(2) 申立人又は所有者が廃棄について明白な書面による同意を与えている場合は、後日廃棄が不当なものと証明されても、請求人に対し如何なる損害賠償も請求することができない。

第72g条 費用

(1) 商品の廃棄は、請求人の費用負担で行われる。

(2) 第72e条に基づく試料の収集及び保管の費用についての決定は、第72f条(1)に従って損害賠償請求の評価と関連付けて裁判所が行う。

第72h条 説明責任陳述書及び損害賠償

(1) 商品の留置が損失の発生をもたらすかもしれないことが予想される場合は、税関当局は、請求人が説明責任陳述書を提出することを条件として商品の留置をすることができる。この陳述書の代替として、かつ、状況により正当化される場合は、税関当局は、請求人に適切な担保を提供するよう要求することができる。

(2) 予備措置が命じられないか、又は不当であると証明された場合は、請求人は、商品の留置及び試料の収集から生じた損失の責任を負う。

第4編 最終規定

第1章 執行

第73条 執行

連邦参事会は、執行のための規定を公布するものとする。

第2章 連邦法の廃止及び改正

第74条 現行法の廃止

工場及び商標，商品の原産地表示及び工業標示の保護に関する1890年9月26日の連邦法は廃止する。ただし，第16の2条(2)は，本法の第36条の施行まで存続する。

第75条 現行法の修正

(1)，(2) (廃止)

(3) すべての法令において，「商品及び役務の商標」という表現は，「商標」に変える。ただし，公共紋章及びその他の公共標章の保護に関する1931年6月5日の連邦法第1条及び第2条を除く。影響を受ける法令は，次回の可能な機会に修正する。

第3章 経過規定

第76条 登録商標

- (1) 本法施行の際に登録されていた商標は、そのときから新法に従う。
- (2) (1)に拘らず、次のことは適用される。
 - (a) 優先権は旧法に従う。
 - (b) 登録出願を拒絶する理由は、絶対的拒絶理由を除き、旧法に従う。
 - (c) 本法施行の際に出願されていた商標に対しては、登録異議の申立をすることができない。
 - (d) 登録の効力は、旧法に基づき適用される期間の満了時に消滅するものとし、そのときまでにはいつでも延長することができる。
 - (e) 団体標章の登録の最初の延長は、出願と同一の方式要件に従う。

第77条 旧法では登録できない商標

本法施行の際に、旧法では除外されるも新法では除外されない商標の登録に係属している場合は、その出願の日に施行されたものとみなす。

第78条 使用の優先権

- (1) 本法施行前に、商品若しくはその包装について又はサービスを識別するために商標を最初に使用した者は、本法施行の日から2年以内にその商標を出願し、かつ、同時にその商標の使用が開始された日を陳述することを条件として、最初の出願人よりも有利な権利を有する。
- (2) (廃止)

第78a条 ライセンシーの訴訟を起こす権利

第55条(4)及び第59条(5)は、2007年6月22日付けの本法への修正が発効した後に締結され、承認されたライセンス契約のみに適用される。

第4章 国民投票及び施行期日

第79条 国民投票及び施行期日

- (1) 本法は、任意の国民投票に従う。
- (2) 連邦参事会は、施行期日を決定する。

施行期日：第36条を除いて1993年4月1日施行。第36条は1994年1月1日施行。